Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 56 2008年06月27日

韓国特許出願(又は実用新案登録出願)に係る
拒絶理由通知に対する応答書の提出期間延長について(続き)

記

規定の4ヶ月間を超える期間延長が必要な場合は、延長申請書に事由を付して審査官の許可を求めることができるようになりますが、許可を得られる事由については、次の通りご案内申し上げます。

①期間満了前1ヶ月以内に初めて代理人を選任し又は選任されている代理人の全てを解任・変更した場合
②期間満了前1ヶ月以内に出願人変更申請書を提出した場合
③期間満了前2ヶ月以内に外国特許庁の審査結果を受け、その審査結果を補正書に反映したい場合(但し、延長申請書の提出時に当該審査結果の通知書の写し及びその基となる請求範囲の写しも同時に提出しなければならない。)
④拒絶理由通知書の送達が1ヶ月以上遅れた場合(この場合は、1ヶ月の追加延長可能)
⑤出願又はその分割出願が審判又は訴訟に係属中である場合
⑥拒絶理由に関する試験及び結果測定に期間が更に必要な場合
⑦出願人の責に帰さない事由の発生など期間延長がやむを得ず必要であると認定できる場合

なお、第三者により実体審査請求がなされた場合には、上記①～⑤の事由であっても許可されません。

以上

(情報提供:HA & HA)